

山梨県公報

第五百九十八号

令和七年

九月二十九日

月 曜 日

目次

告 示

○電線共同溝を整備すべき道路の指定……………四八七

○有害図書類の指定……………四八七

訓 令

○山梨県職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令……………四八八

○山梨県職員服務規程の一部を改正する訓令……………四八九

公 告

○令和六年度における人事行政の運営の状況について……………四九六

○令和六年度における人事委員会の業務の状況について……………五〇八

○一般競争入札について(二件)……………五一七

教育委員会

○職員の勤務時間に関する規程及び山梨県立学校職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令……………五一九

○庁中処務細則等の一部を改正する訓令……………五二〇

人事委員会

○山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則及び山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則……………五四四

監査委員

○山梨県監査委員事務局規程の一部を改正する訓令……………五四四

○山梨県監査委員事務局職員服務規程の一部を改正する訓令……………五四四

その他

○山梨県議会事務局規程の一部を改正する訓令……………五四五

○山梨県議会事務局職員服務規程の一部を改正する訓令……………五四五

○山梨県議会職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令……………五五二

告 示

山梨県告示第二百六十七号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定した。

令和七年九月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間
県道	甲府南アル プス線	甲斐市西八幡字西冷間二二三番五地先から 甲斐市西八幡字下川除附四三九五番一二地先まで

山梨県告示第二百六十八号

青少年保護育成のための環境浄化に関する条例(昭和三十九年山梨県条例第四十三号)第五条第三項の規定により、次のものを有害図書類として指定し、令和七年九月三十日から施行する。

令和七年九月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 指定する図書類(雑誌)の名称及び発行所

名 称	発 行 所
シャトウーン〜ヒグマの森〜下スペシャル	(株) 日本文芸社
黄昏流星群プレミアム [星の住処]	(株) 小学館
週刊漫画 TIMES 2025年3/21号	(株) 芳文社
ハレンチー芸能界の下ネタ事情	(株) コア マガジン
コミック 怖いけれど読みたい最恐イヤミス傑作選	(株) ぶんか社
	(株) 日本ジャー

週刊実話7月17日号

ナル出版

二 指定する理由 著しく性的感情を刺激し、甚だしく粗暴性を助長し、又は著しく犯罪を誘発する等、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

訓 令

山梨県訓令甲第二十二号

本 出 先 機 関
労働委員会事務局

山梨県職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年九月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

山梨県職員の勤務時間に関する規程（昭和二十八年山梨県訓令甲第十号）の一部を次のように改正する。

第二条中第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 次に掲げる職員（以下「特定職員」という。）以外の職員が条例第六条第六項第二号に規定する申告をした場合の当該職員の休憩時間は、前項の規定にかかわらず、当該申告の内容を考慮して、午前十一時から午後二時までの間のうち連続する一時間とする。

一 条例第四条第一項に規定する特別の形態によつて勤務する必要がある職員

二 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員

三 条例第二条第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員

四 条例第二条第四項に規定する任期付短時間勤務職員

五 山梨県職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例（平成十七年山梨県条例第二号）第二条又は第五条の承認を受けた職員

3 条例第三条第三項の規定により勤務時間を割り振る場合における職員の休憩時間は、前二項の規定にかかわらず、別に定めるところにより設定するものとする。

第三条第一項中「前二条」を「第一条第一項並びに第二条第一項及び第二項」に改め、「一時間」の下に「（特定職員以外の職員が条例第六条第六項第二号に規定する申

告をした場合にあつては、当該申告の内容を考慮して、午前十一時から午後二時までの間のうち勤務時間の途中にあたる連続する一時間又は午後五時十五分から午後六時十五分までの一時間）」を加え、同条第二項中「第一条」を「第一条第一項」に改める。

第四条中「第二条」の下に「（第四項を除く。）」を、「（四十五分）」の下に「（特定職員以外の職員が条例第六条第六項第二号に規定する申告をした場合にあつては、当該申告の内容を考慮して、午前十一時から午後二時までの間のうち勤務時間の途中にあたる連続する四十五分）」を加える。

第五条中「第二条」の下に「（第四項を除く。）」を、「（四十五分）」の下に「（特定職員以外の職員が条例第六条第六項第二号に規定する申告をした場合にあつては、当該申告の内容を考慮して、午前十一時から午後二時までの間のうち勤務時間の途中にあたる連続する四十五分）」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項の場合において、条例第八条第二項の規定により勤務を命ぜられて行う場合の一日の勤務時間が八時間を超えるときは、前項に規定する休憩時間のほか、当該勤務時間の途中に十五分の休憩時間を置くものとする。

第六条及び第七条中「第二条」の下に「（第四項を除く。）」を加える。

第八条を次のように改める。

（週休日の振替の特例）

第八条 条例第五条の規定により勤務日に割り振ることをやめる四時間の勤務時間は、第一条に規定する勤務時間の始業の時刻から又は終業の時刻までの連続する勤務時間とする。

2 条例第五条の規定により勤務日の勤務時間のうち四時間を当該勤務日に割り振ることをやめる場合においては、第二条の規定にかかわらず、当該勤務日の一日の勤務時間が六時間を超えるときは当該勤務時間の途中に一時間の休憩時間を置くものとし、当該勤務日の一日の勤務時間が六時間以下であるときは当該勤務日に休憩時間を置かないことができる。

第九条中「第一条」を「第一条第一項」に、「同条」を「同項」に、「第一条及び第二条」を「同項並びに第二条第一項及び第二項」に改め、「一時間」の下に「（特定職員以外の職員が条例第六条第六項第二号に規定する申告をした場合にあつては、当該申告の内容を考慮して、午前十一時から午後二時までの間のうち勤務時間の途中にあたる連続する一時間又は午後五時十五分から午後六時十五分までの一時間）」を加える。

第十条第一項中「職員」の下に「（条例第三条第三項の規定により勤務時間を割り振られた職員を除く。次項において同じ。）」を加え、「第一条」を「第一条第一項」に改め、同条第二項中「第二条」を「第二条第一項及び第二項」に改める。

附 則

この訓令は、令和七年十月一日から施行する。

山梨県訓令甲第二十三号

本 庁
出 先 機 関
労働委員会事務局

山梨県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年九月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県職員服務規程の一部を改正する訓令

山梨県職員服務規程（昭和四十三年山梨県訓令甲第五号）の一部を次のように改正する。

第五条の二の次に次の一条を加える。

（休憩時間の申告）

第五条の三 職員は、勤務時間条例第六条第六項第二号に規定する申告をしようとするときは、休憩時間申告簿兼設定簿（第四号様式の三）を提出しなければならない。ただし、勤務時間条例第三条第三項に規定する申告と併せて勤務時間条例第六条第六項第二号に規定する申告をしようとする場合であつて、勤務時間等申告簿兼割振り簿に休憩時間申告簿兼設定簿に記載すべき事項を記載して提出したときは、この限りでない。

第二十三条の二中「とき」の下に「又はその内容を変更しようとするとき」を加える。

第四号様式の二の次に次の一様式を加える。

第十一号様式の四を次のように改める。

第11号様式の4（第23条の2関係）

（第1面）

子 育 て 時 間 願 簿

申出対象期間	年度
--------	----

所属	氏名

1 請求に係る子	氏名	続柄等	生年月日
			年 月 日

2 申出	申出月 日	申出の内容 (①又は②を記入)	※申出の内容（変更後の内容も共通） ① 1 日につき 2 時間を超えない範囲内 ② 1 年につき条例で定める時間（10 日相当）を超えない範囲内
	月 日		

3 変更（第1回目）	変更月 日	変更後の内容 (①又は②を記入)	変更が必要な事情	特別の事情の有無 (有又は無を記入)	(各任命権者の確認)	決裁
	月 日					

3 変更（第2回目）	変更月 日	変更後の内容 (①又は②を記入)	変更が必要な事情	特別の事情の有無 (有又は無を記入)	(各任命権者の確認)	決裁
	月 日					

(注)

- 1 申出、変更又はは請求に係る子の氏名、職員との続柄等及び生年月日を証明する書類としては例えば以下が挙げられる。
医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書等（写しても可）
- 2 第1号子育て時間の承認の請求の場合は第2面、第2号子育て時間の承認の請求の場合は第4面を用いること。
- 3 第1号子育て時間の承認が、職員からの請求に基づき取り消された場合は、その旨を第3面に記入すること。

第1号子育て時間の承認の請求の場合

(第2面)

年度

整理 番号	※子育て時間の承認を請求する期間			※ 請求月日	※ 請求者 の承認	承認の 可否	決裁		備考
	月日	毎日／曜 日等	時間				各任命 権者の 確認		
1	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日					
2	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日					
3	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日					
4	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日					
5	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日					
6	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日					
7	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日					
8	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日					
9	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日					
10	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日					

(※印の欄は職員が記入又は確認する。)

第 1 号子育て時間の承認の取消しの場合 (第 3 面)

年度

整理 番号	※子育て時間の承認の取消しの期間				※ 請求者 の確認	決裁		備考
	月日	時間	時	分まで		各任命権者の確認		
1	月 日から 月 日まで	時	分から 時	分まで				
2	月 日から 月 日まで	時	分から 時	分まで				
3	月 日から 月 日まで	時	分から 時	分まで				
4	月 日から 月 日まで	時	分から 時	分まで				
5	月 日から 月 日まで	時	分から 時	分まで				
6	月 日から 月 日まで	時	分から 時	分まで				
7	月 日から 月 日まで	時	分から 時	分まで				
8	月 日から 月 日まで	時	分から 時	分まで				
9	月 日から 月 日まで	時	分から 時	分まで				
1 0	月 日から 月 日まで	時	分から 時	分まで				
1 1	月 日から 月 日まで	時	分から 時	分まで				
1 2	月 日から 月 日まで	時	分から 時	分まで				
1 3	月 日から 月 日まで	時	分から 時	分まで				
1 4	月 日から 月 日まで	時	分から 時	分まで				
1 5	月 日から 月 日まで	時	分から 時	分まで				
1 6	月 日から 月 日まで	時	分から 時	分まで				
1 7	月 日から 月 日まで	時	分から 時	分まで				

(※印の欄は職員が記入又は確認する。)

第2号子育て時間の承認の請求の場合

(第4面)

年度

第2号子育て時間の時間数

時間 分

整理 番号	※子育て時間の承認を請求する期間				※ 請求時間数	※ 残時間数	※ 請求月日	※ 請求者の 確認	承認の 可否	決裁		備考			
	月日	時間	分	分						各任命 権者の 確認					
1	月	日から	月	日まで	時	分から	時	分まで	時間	分	時間	分			
2	月	日から	月	日まで	時	分から	時	分まで	時間	分	時間	分			
3	月	日から	月	日まで	時	分から	時	分まで	時間	分	時間	分			
4	月	日から	月	日まで	時	分から	時	分まで	時間	分	時間	分			
5	月	日から	月	日まで	時	分から	時	分まで	時間	分	時間	分			
6	月	日から	月	日まで	時	分から	時	分まで	時間	分	時間	分			
7	月	日から	月	日まで	時	分から	時	分まで	時間	分	時間	分			
8	月	日から	月	日まで	時	分から	時	分まで	時間	分	時間	分			
9	月	日から	月	日まで	時	分から	時	分まで	時間	分	時間	分			
10	月	日から	月	日まで	時	分から	時	分まで	時間	分	時間	分			
11	月	日から	月	日まで	時	分から	時	分まで	時間	分	時間	分			
12	月	日から	月	日まで	時	分から	時	分まで	時間	分	時間	分			
13	月	日から	月	日まで	時	分から	時	分まで	時間	分	時間	分			
14	月	日から	月	日まで	時	分から	時	分まで	時間	分	時間	分			
15	月	日から	月	日まで	時	分から	時	分まで	時間	分	時間	分			
16	月	日から	月	日まで	時	分から	時	分まで	時間	分	時間	分			
17	月	日から	月	日まで	時	分から	時	分まで	時間	分	時間	分			
18	月	日から	月	日まで	時	分から	時	分まで	時間	分	時間	分			
19	月	日から	月	日まで	時	分から	時	分まで	時間	分	時間	分			

(※印の欄は職員が記入又は確認する。)

附則

この訓令は、令和七年十月一日から施行する。

公 告

● 令和六年度における人事行政の運営の状況について
地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十八条の二第一項の規定により任命権者から令和六年度における人事行政の運営の状況について報告があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。
令和七年九月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県人事行政の運営状況について

※特に区分が示されていない場合は、教育、警察、企業局等すべてを合計した値

1 任用

(1) 任用形態別の職員数の状況 (各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		
		令和6年	令和5年	前年増減数
一般行政部門	正式任用	2,909	2,889	20
	暫定再任用職員(常勤)	39	62	▲23
	任期付職員(常勤)	16	14	2
	小 計	2,964	2,965	▲1
教育・警察部門	正式任用	9,142	8,943	199
	暫定再任用職員(常勤)	341	430	▲89
	任期付職員(常勤)	150	235	▲85
	小 計	9,633	9,608	25
公営企業等会計部門	正式任用	137	132	5
	暫定再任用職員(常勤)	1	3	▲2
	任期付職員(常勤)	2		2
	小 計	140	135	5
合 計		12,737	12,708	29

※ 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、特定地方独立行政法人以外への派遣職員等を含み、会計年度任用職員、暫定再任用短時間勤務職員及び定年前再任用短時間勤務職員を除いている。以下同じ。

(2) 職員の採用及び退職等の状況 (令和6年度)

職 種	採用	退 職				
		定年等	勸奨	自己都合	その他	合 計
一般行政職	196	125	1	75	21	222
医 療 職	7	2	0	6	2	10
技能労務職	0	8	0	0	0	8
教 育 職	339	228	0	81	43	352
公 安 職	81	18	1	34	18	71
合 計 (構成比%)	623	381 (57.5%)	2 (0.3%)	196 (29.6%)	84 (12.7%)	663 (100%)

※1 「定年等」には、60歳以降定年前までの自己都合退職が含まれる。
※2 「その他」には、死亡等が含まれる。
※3 構成比は、端数処理のため合計が一致しない場合がある。

(3) 職員の昇任及び降任の状況 (令和6年度)

職 種	昇 任			降 任
	部長次長級	課長級	左記以外	
一般行政職	46	106	460	53
教 育 職	1	79	104	50
公 安 職	4	13	79	6
合 計	51	198	643	109

※1 教育職については、校長相当職を「課長級」へ、教頭相当職を「左記以外」へ計上
※2 公安職については、部長長相当職を「部長次長級」へ、所属長相当職を「課長級」へ計上

(4) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対 前 年 数 増 減	主 な 増 減 理 由
		令和6年	令和5年		
一般行政部門	議会	22	22	0	
	総務企画	571	554	17	人口減少危機対策の促進等への対応
	税務	100	103	▲ 3	事務の統廃合縮小に伴う減
	民生・衛生	790	791	▲ 1	効率的な業務執行体制の確保
	商工・労働	264	262	2	人材育成施策の高度化対応、新事業創出への対応
	農林水産	686	689	▲ 3	退職による欠員
	土木	531	544	▲ 13	リニア関連用地取得体制の見直し
	小 計	2,964	2,965	▲ 1	
教育・警察部門	教育	7,661	7,648	13	小学校学級数増に伴う職員数の増
	警察	1,972	1,960	12	警察官の欠員補充
	小 計	9,633	9,608	25	
公営企業等会計部門	病院	0	0	0	
	その他	140	135	5	新エネルギーシステム推進体制の強化
	小 計	140	135	5	
合 計		12,737	12,708	29	

※ 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、特定地方独立行政法人以外への派遣職員等を含み、会計年度任用職員、暫定再任用短時間勤務職員及び定年前再任用短時間勤務職員を除いている。

(5) 定員適正化計画の概要

平成19年4月1日時点における総職員数を、平成23年4月1日までの5年間で4.2%（633人）純減する目標としていたが、削減目標を上回る5.3%（794人）の純減を達成した。

引き続き、簡素で効率的な組織づくりを進め、県民サービスを十分に確保しつつ人件費を抑制し、効率的な行政運営を図る観点から職員数の適正な管理を進めていく。

2 給与

(1) 人件費の状況（決算額）〔普通会計＋公営企業会計〕

区 分	住民基本台帳人口 (年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 (B/A)
令和6年度	R7.3.31 773,772 人	千円 555,436,426	千円 703,632	千円 120,491,133	% 21.7

(2) 職員給与費の状況（予算額）〔普通会計＋公営企業会計〕

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和7年度	人 13,210	千円 56,193,191	千円 10,392,809	千円 23,070,892	千円 89,656,892	千円 6,787

※1 職員手当には退職手当を含まない。

※2 給与費は当初予算に計上された額

(3) ラスパイレス指数の状況

区 分	令和6年4月1日		
山梨県	指数	(参考) 全国県平均	指数
	100.5		99.7

※ ラスパイレス指数は、地方公共団体の一般行政職の給料月額と国の行政職俸給表(一)の適用職員の俸給額とを、学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて比較し算出したもの。(国を100として比較)

(4) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (令和6年4月1日現在)

区 分	一 般 行 政 職			教 育 職 (小中高等学校教員)			公 安 職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
山梨県	円 328,862	円 405,341	歳 42.8	円 354,311	円 399,473	歳 43.5	円 328,049	円 437,730	歳 37.8

※ 平均給与月額は、給料月額に諸手当（期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当を除く。）を加え、対象職員数で除した。

(5) 職員の初任給の状況 (令和6年4月1日現在)

区 分		山梨県		国	
		決定初任給	採用2年経過日 給 料 額	決定初任給	採用2年経過日 給 料 額
一般行政職	大 学 卒	203,918 円	213,489 円	196,200 円	206,600 円
	高 校 卒	172,181 円	182,055 円	166,600 円	174,900 円
教 育 職 (小中学校)	大 学 卒	227,795 円	238,374 円	—	—
	高 校 卒	184,775 円	198,276 円	—	—
教 育 職 (高等学校)	大 学 卒	227,795 円	238,374 円	—	—
	高 校 卒	184,775 円	198,276 円	—	—
公 安 職	大 学 卒	233,135 円	243,815 円	227,600 円	238,800 円
	高 校 卒	203,615 円	216,612 円	191,800 円	203,800 円

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (令和6年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	272,530 円	322,601 円	358,383 円
	高 校 卒	231,190 円	275,299 円	310,826 円
教 育 職	大 学 卒	322,116 円	356,798 円	393,330 円
	高 校 卒	265,710 円	該当者なし	該当者なし
公 安 職	大 学 卒	288,269 円	334,253 円	382,173 円
	高 校 卒	268,599 円	309,517 円	339,519 円

※ 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいう。

(7) 一般行政職の級別職員数の状況 (令和6年4月1日現在)

区 分	標準的な 職務内容	職員数 (人)	構成比	1年前の 職員数	1年前の 構成比	5年前の 職員数	5年前の 構成比
9級	部 長	16	0.5%	15	0.5%	23	0.7%
8級	次 長	59	1.8%	52	1.6%	53	1.6%
7級	課 長・参 事	86	2.6%	86	2.6%	89	2.6%
6級	課 長・主 幹	599	18.3%	651	19.8%	833	24.8%
5級	課長補佐	484	14.8%	495	15.1%	468	13.9%
4級	主査・副主査	645	19.7%	630	19.2%	680	20.2%
3級	主 任	585	17.9%	579	17.6%	519	15.4%
2級	主事・技師	468	14.3%	459	14.0%	413	12.3%
1級	主事・技師	325	9.9%	321	9.8%	283	8.4%
一 般 行 政 職 職 員 数		3,267	100.0%	3,288	100.0%	3,361	100.0%

※1 山梨県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数
※2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務
※3 構成比は、端数処理のため合計が一致しない場合がある。

(8) 職員手当の状況

区 分	山 梨 県	国
	(令和6年度支給割合)	(令和6年度支給割合)
期末手当	期末手当 6月期 1.225 月分 (0.6875) 月分 12月期 1.275 月分 (0.7125) 月分 計 2.5 月分 (1.4) 月分	期末手当 6月期 1.225 月分 (0.6875) 月分 12月期 1.275 月分 (0.7125) 月分 計 2.5 月分 (1.4) 月分
勤勉手当	勤勉手当 6月期 1.025 月分 (0.4875) 月分 12月期 1.075 月分 (0.5125) 月分 計 2.1 月分 (1.0) 月分	勤勉手当 6月期 1.025 月分 (0.4875) 月分 12月期 1.075 月分 (0.5125) 月分 計 2.1 月分 (1.0) 月分
退職手当	(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 無 退職時特別昇給 無 1人当たり平均支給額 6,236千円 22,749千円	(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 無 退職時特別昇給 無

※1 ()内は、再任用職員に係る支給割合

※2 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額

区 分	全 職 種
特殊勤務手当	職員全体に占める手当支給職員の割合 31.1 %
(令和6年度)	職員1人当たり平均支給年額 42,069 円
	手当の種類(手当数) 38
	手 当 の 名 称
	税務手当 社会福祉業務従事手当 防疫等作業手当 医師診療実験従事手当 種雄牛馬取扱手当 爆発物取扱手当 と畜業務従事手当 夜間看護手当 有害薬物取扱手当 放射線取扱手当 危険現場作業手当 ダム管理作業手当 用地交渉手当 保健衛生業務従事手当 災害出動手当 道路上作業手当 多学年学級担当手当 教員特殊業務手当 教育業務連絡指導手当 私服作業 手当 鑑識作業手当 看守、護送手当 警ら手当 夜間特殊作業手当 交通警察業務手当 死 体処理手当 救助捜索手当 航空手当 銃器犯罪捜査従事手当 身辺警護等作業手当 自動車整 備業務従事手当 特殊自動車運転等作業手当 企業従事手当 等

※1 普通会計、公営企業会計及び事業費支弁に係る人件費の状況のうち特殊勤務手当を記載

※2 職員1人当たり支給年額は、当該年度給与実態調査の普通会計＋公営企業会計の人数で除した数値

時間外勤務手当	支 給 総 額	2,248,536 千円
	職員1人当たり支給年額	387 千円

※1 普通会計及び公営企業会計に係る人件費の状況のうち時間外勤務手当を記載

※2 職員1人当たり支給年額は、当該年度給与実態調査の一般職員＋警察官の人数で除した数値

内 容	国の制度との異同
扶養手当 1 配偶者 行政職7級相当以下 月額 6,500円 行政職8級相当 月額 3,500円 行政職9級相当 月額 0円 2 22歳未満の子(扶養親族たる子) 1人につき 月額 10,000円 ※ 16歳から22歳までの子に対しては1人月額5,000円の加算措置 3 配偶者以外の扶養親族(2を除く) 1人につき 行政職7級相当以下 月額 6,500円 行政職8級相当 月額 3,500円 行政職9級相当 月額 0円 ※ 配偶者以外の扶養親族の範囲 22歳未満の孫、60歳以上の父母及び祖父母、 22歳未満の弟妹、重度心身障害者	1 国と同じ 2 国と同じ 3 国と同じ

住居手当	1 職員の居住する借家・借間 自ら借り受け居住している住居で月額16,000円を超える家賃を負担している職員 ・ 家賃27,000円以下 家賃額－16,000円 ・ 家賃27,000円を超え、61,000円未満 (家賃額－27,000円) × 1/2 + 11,000円 ・ 家賃61,000円以上 28,000円 (支給限度額) ※ 100円未満は切り捨て ※ 令和2年4月1日施行の住宅手当の改正に伴う 激変緩和措置として、手当額が2,000円を超える減額となる職員については、令和3年3月31日までの間、経過措置が設けられていた。 2 単身赴任手当受給者で配偶者等が居住する借家又は借間に対し月額16,000円を超える家賃又は間代を支払っている職員 1の1/2の額 ※ 支給限度14,000円	1 国と同じ 2 国と同じ
通勤手当	1 交通機関を利用する場合 徒歩通勤した場合に片道2km以上ある職員が、交通機関での通勤を常例とする職員 ・ 1ヶ月運賃等が55,000円以下の場合 職員が負担している運賃等 ・ 1ヶ月運賃等が55,000円を超える場合 55,000円 + (1ヶ月運賃等－55,000円) × 1/2 ※ 1ヶ月運賃等：6ヶ月定期券の1ヶ月当たりの価額又は回数券等の安価な額で算定 2 自動車等を利用する場合 徒歩通勤した場合に片道2km以上ある職員が、乗用車等での通勤を常例とする職員 ・ 四輪自動車 前年1月から12月までのガソリン等の平均価格を次年度の通勤手当額に反映 通勤距離に応じて2km以上81km未満は、3,000円～52,160円 (81km以上は、53,464円が限度額) ・ 自転車を除く二輪車 二輪車の距離区分に対応する四輪自動車の最低の手当額を適用 通勤距離に応じて2km以上60km未満は、2,000円～36,512円 (60km以上は39,120円が限度額) ・ 自転車 2km以上5km未満は2,000円 (5km以上は4,200円が限度額) 3 1及び2を併用する場合 1及び2によりそれぞれ算出した額の合計額 4 特急等を利用する場合 異動や新規採用等による通勤困難者に特急利用料金等の1/2を1～3で算出した通勤手当額に加算支給 ※ 特急利用料金等 J R 特急料金及び高速道路等有料道路の利用料金 5 駐車場を利用する場合 通勤のため四輪の自動車を使用し、有料駐車場を利用する場合、1月当たりの駐車料金に相当する額の1/2を1～4で算出した通勤手当額に加算支給 (限度額3,000円)	1 55,000円超過分の支給無し 2 四輪自動車と四輪自動車以外の区分無し 使用距離区分が相違 ※ 2km以上60km未満2,000円～29,800円 (60km以上は31,600円が限度額) 3 国と同じ 4 新規採用者は支給対象外 20,000円が限度額 5 国は制度無し

(9) 義務教育諸学校の教員給与の一般行政職に対する優遇度の状況

(令和6年4月1日現在)

高等学校教育職 (給料、教職調整額及び 義務教育等教員特別手当 の平均月額)		小・中学校教育職 (給料、教職調整額及び 義務教育等教員特別手当 の平均月額)		一般行政職 (給料及び給料の調整 額の平均月額)		一般行政職を100とした 場合の教員の比率	
平均月額	平均年齢	平均月額	平均年齢	平均月額	平均年齢	高等学校 教育職	小・中学校 教育職
A		B		C		109.9	110.0
397,086 円	47.1 歳	361,135 円	41.8 歳	330,289 円	42.4 歳		

※1 この表は、学校教育の水準の向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法第3条に基づき、義務教育諸学校（小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は盲学校、ろう学校若しくは特別支援学校の小学部若しくは中学部）の教員の給与の優遇措置の状況を明らかにするもの

※2 「一般行政職を100とした場合の教員の比率」とは、教員と一般行政職の給与を学歴別、経験年数別に対応させ、パーシェ方式により比較したもの

(10) 特別職の報酬等の状況

(令和6年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等
給 料	知 事	1,250,000 円
	副 知 事	960,000 円
	公営企業管理者	810,000 円
	教 育 長	890,000 円
報 酬	議 長	910,000 円
	副 議 長	820,000 円
	議 員	770,000 円
期 末 手 当	知 事	(令和6年度支給割合)
	副 知 事	6 月期 1 . 7 月分
	公営企業管理者	12月期 1 . 7 5 月分
	教 育 長	計 3 . 4 5 月分
	議 長	(令和6年度支給割合)
	副 議 長	6 月期 1 . 7 月分
退 職 手 当	議 員	12月期 1 . 7 5 月分
		計 3 . 4 5 月分
	知 事	(算定方式) (在職期間)
	副 知 事	給料月額 (円) × 在職月数 × 50 . 2 / 100 (同一職通算)
	公営企業管理者	× 36 . 7 / 100 (同一職通算)
	教 育 長	× 23 . 2 / 100 (同一職通算)
		× 22 . 2 / 100 (同一職通算)

3 勤務時間及び休業

(1) 一般職員の年次有給休暇の使用状況 ※令和6年1月1日～令和6年12月31日の平均使用日数

知事部局：13.6日 教育委員会（県立学校教員含む）：9.8日
警察部局：15.0日 企業局：15.7日

(2) 育児休業及び部分休業の取得状況 (令和6年度)

	取得者数			当該年度中に新たに取得可能となった職員			
	育児休業	部分休業	短時間勤務	(育児休業等対象者数)	うち育児休業	うち部分休業	うち短時間勤務
男性職員	186	24	4	282	160	15	2
	7	2	0				
女性職員	191	72	8	190	190	0	0
	324	55	4				
合 計	377	96	12	472	350	15	2
	331	57	4				

※ 「取得者数」欄の上段は、当該年度に新たに取得した者、下段は、前年度以前から引き続き取得している者の数
なお、上段には当該年度中に取得可能となり取得した者のほか、前年度以前に取得可能となり当該年度から新たに取得した者が含まれるので、「当該年度中に新たに取得可能となった職員」欄における該当各項目と必ずしも一致するものではなく、また下回ることはない。

(3) 介護休暇の取得状況 (令和6年度)

	取得者数 (計)	休暇の取得形式		
		全日型中心	時間型中心	その他
取得者数	9	9		

(4) 介護時間の取得状況 (令和6年度)

	取得者数 (計)	承認期間					
		6月以下	6月超 1年以下	1年超 1年6月以下	1年6月超 2年以下	2年超 2年6月以下	2年6月超
取得者数	2	2					

(5) 自己啓発等休業の取得状況 (令和6年度)

	取得者数 (計)	取得事由	
		大学等の 過程の履修	国際貢献 活動
取得者数	1 0	1	

※ 上段は、当該年度に新たに取得した者、下段は、前年度以前から引き続き取得している者の数

(6) 配偶者同行休業の取得状況 (令和6年度)

	取得者数 (計)	配偶者が外国に滞在する理由			
		外国での勤務	事業経営その他個人が 業として行う活動	外国の大学における 修学	その他
取得者数	0 2				
		2			

※ 上段は、当該年度に新たに取得した者、下段は、前年度以前から引き続き取得している者の数

(7) 修学部分休業及び高齢者部分休業の取得状況 (令和6年度)

修学部分休業 の取得者数	0 0	高齢者部分休業の 取得者数	0 1
-----------------	--------	------------------	--------

※ 上段は、当該年度に新たに取得した者、下段は、前年度以前から引き続き取得している者の数

4 分限及び懲戒

(1) 分限処分者数

(令和6年度)

降任	免職	休職	降給	合計	失職
	1	279		280	

※1 対象職員は、一般職に属するすべての職員

※2 分限処分者数

ア 当該年度中に休職期間が更新された者を新たに休職処分に付された者とみなしている。

イ 失職制度は広義の分限として位置付けられるものであるため、欠格条項に該当する者を分限処分に付された者とみなしている。

(2) 処分事由別分限処分件数

(令和6年度)

区 分	降任	免職	休職	降給	合計	失職
勤務実績が良くない場合 (法第28条第1項第1号)						
心身の故障の場合 (法第28条第1項第2号、第2項第1号)			279		279	
職に必要な適格性を欠く場合 (法第28条第1項第3号)		1			1	
職制等の改廃等により過員等を生じた場合 (法第28条第1項第4号)						
刑事事件に関し起訴された場合 (法第28条第2項第2号)						
条例に定める事由による場合 (法第27条第2項)						
合 計		1	279		280	
法第28条第4項により失職した者						

※ 法とは地方公務員法をいう。

(3) 懲戒処分者数

(令和6年度)

戒告	減給	停職	免職	合計
0	4	1	2	7

(4) 処分事由別懲戒処分件数

(令和6年度)

区 分	戒告	減給	停職	免職	合計
法令違反 (法第29条第1項第1号)			1	1	2
職務上の義務違反又は怠慢 (法第29条第1項第2号)		2			2
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行 (法第29条第1項第3号)		2		1	3
合 計		4	1	2	7

※ 法とは地方公務員法をいう。

5 服務及び退職管理

(1) 服務規律の遵守に関する取組

任命権者	取 組 内 容	職員への周知方法
知 事	服務規律の確保、厳正な職務執行、行政サービスの向上、飲酒運転の根絶、県民福祉の一層の向上等	通知及び掲示
教育委員会	服務規律の確保、厳正な職務執行、行政サービスの向上、飲酒運転の根絶、県民福祉の一層の向上等	通知及び掲示
警察本部長	服務規律の確保、厳正な職務執行、行政サービスの向上、飲酒運転の根絶、県民福祉の一層の向上等	通知、指示及び掲示
公営企業管理者	服務規律の確保、厳正な職務執行、行政サービスの向上、飲酒運転の根絶、県民福祉の一層の向上等	通知及び掲示

(2) 兼業の許可件数 (令和6年度)

任命権者	件 数
知 事	21
教育委員会	144
警察本部長	0
公営企業管理者	14
合 計	179

(3) 退職管理の状況 (令和6年度)

規制等の内容	件数
離職前5年間の職務に関する現職職員への働きかけ (法第38条の2第1項違反)	0
離職前5年より前に部局長の職に就いていた場合の当該職務に関する現職職員への働きかけ (法第38条の2第2項違反)	0
在職中に自らが決定した契約・処分に関する現職職員への働きかけ (法第38条の2第5項違反)	0
離職前5年より前に本庁課長級以上の職に就いていた場合の当該職務に関する現職職員への働きかけ (法第38条の2第8項に基づき定める条例第2条違反)	0
不正な行為をすること等の見返りとして、営利企業等に対して他の職員又は元職員を当該営利企業等の地位に就かせることの要求又は依頼 (法第63条第1号又は第2号違反)	0
不正な行為をすること等の見返りとして、営利企業等に対して自身が当該営利企業の地位に就くことの要求又は依頼 (法第63条第1号又は第2号違反)	0

※ 法とは地方公務員法を、条例とは山梨県職員の退職管理に関する条例をいう。

6 研修

(令和6年度)

区 分			内 容	修了者等
自己啓発研修			職員自ら研究及び修養を行う（通信教育講座、自主研究等）	965
職場研修			日常の仕事を通じて必要な知識、技術等を取得するとともに、職務研究及び職務改善を進めるため、職員の所属する職場において行う研修	—
職場外研修	部局研修	職種別研修	技術専門職員等を対象として専門知識・技術を中心とした能力向上を図るため、各部局が行う研修	—
		テーマ別研修	各部局が所管する専門分野や県政課題をテーマとして、部局内又は全庁向けに行う研修	
	研修所研修	階層別研修	階層やポストに必要となる能力を養成するための研修	703
		能力開発研修	人事評価制度と連携し、より高度な能力の養成や知識の習得を目的とする研修	1,242
		行政課題研修	新たな行政課題や最新の社会情勢に対応するための研修	372
	派遣研修		異なった組織風土や業務内容を経験することによって、幅広い視野や柔軟な思考力を養成し、高度な専門知識を習得するために行う研修	21

7 人事評価

知事部局： 地方公務員法第23条の規定に基づき、定期人事異動、昇任・昇格、勤勉手当の支給等に当たって、職員の執務について人事評価を行っている。

教育委員会： 地方公務員法第23条及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第44条の規定に基づき、定期人事異動、昇任・昇格、勤勉手当の支給等に当たって、職員及び教員の執務について人事評価を行っている。

警察部局： 地方公務員法第23条の規定に基づき、定期人事異動、昇任・昇格、勤勉手当の支給等に当たって、職員の執務について人事評価を行っている。

企業局： 地方公務員法第23条の規定に基づき、定期人事異動、昇任・昇格、勤勉手当の支給等に当たって、職員の執務について人事評価を行っている。

8 福祉及び利益の保護

(1) 職員の厚生福利に関する計画

① 職員の健康管理に関する取組状況

(令和6年度)

事業名	概要
労働安全衛生管理体制の整備	安全管理者・衛生管理者・産業医資格取得講習会への職員派遣 安全衛生委員会の開催・安全衛生推進者等の研修会開催
一般健康相談・ストレス相談の開催（知事部局、教育委員会及び企業局）	衛生管理医（内科・精神科医師）による、定例の健康相談を開設
部外カウンセラーによるストレス相談窓口等の設置（知事部局、警察部局）	カウンセラーとして、公認心理師・医師・弁護士に依頼し、職員の様々な悩みに対する相談窓口を確保

(2) 職員の厚生福利の実施状況

① 職員の健康診断の実施状況

(令和6年度)

項目	概要	検診項目	受診者数
定期健康診断・生活習慣病検診等各種検診	生活習慣病等を早期発見するために、人間ドック対象者を除く全職員を対象に実施	年齢及び業務内容等に応じて実施 問診、胸部X線、血圧、尿、視力、聴力、血中脂質、肝機能、貧血、糖代謝、腎機能、心電図、眼底等	知事部局：1,623人 教育委員会：1,773人 警察部局：1,303人 企業局：31人
人間ドック	生活習慣病等の予防対策として1日又は2日の総合的な精密検診を実施	問診、診察、視力、聴力、眼底、眼圧、胸部X線、血液検査、尿、超音波検査等	知事部局：1,545人 教育委員会：1,086人 警察部局：670人 企業局：74人
特殊業務従事者検診	放射線業務・有害薬品・血液・有機溶剤・有機リン・鉛・家畜等取扱者を対象に業務毎に必要な検査を実施	肝機能、貧血、血液像、HBs抗原抗体、尿、尿中代謝物、トキソプラズマ等	知事部局：326人 教育委員会：152人 警察部局：108人
特定業務従事者健康診断	深夜業務（午後10時～午前5時の業務）及びホルムアルデヒド取扱業務に従事する職員を対象に実施	問診、診察、血圧、尿、血液、心電図、眼底等	知事部局：81人 教育委員会：24人 警察部局：428人 企業局：13人

② 職員のレクリエーションの実施状況

(令和6年度)

項目	内容	実施場所	委託先	会員数	期日	参加者等	実績額
元気回復事業（教）	各種スポーツレクリエーション、家族参加型レクリエーション、参加体験型教室、芸術文化鑑賞会等の実施	YCC県民文化ホール他	（一財）山梨県教職員互助組合 （一財）山梨県高等学校教職員互助会	4,708人 1,948人	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	参加者数 延 9,489人	12,352,800円 11,407,200円

※表中、（教）とは教育委員会をいう。

● 令和六年度における人事委員会の業務の状況について
地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十八条の二第二項の規定によ
り人事委員会から令和六年度における人事委員会の業務の状況について報告があつたの
で、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和七年九月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山 梨 県 人 事 委 員 会 業 務 報 告

1 競争試験及び選考の状況

(1) 競争試験の実施状況

ア 実施日

種 類	1 次試験日	2 次試験日	3 次試験日	最終合格 発 表 日
警察官(第 1 回)	5月12日	5月25, 26日	7月6, 7日	7月19日
大学卒業程度	6月16日	[1 回目] 6月30日 [2 回目] 7月27日～ 8月4日	—	8月16日
大学卒業程度 (秋季試験)	9月29日	[1 回目] 10月20日 [2 回目] 11月8日～ 11月10日	—	11月18日
高校卒業程度・資 格免許・学校職員	9月29日	[1 回目] 10月20日 [2 回目] 11月8～10日	—	11月18日
民間企業等職務 経験者	9月22日	[1 回目] 10月20日 [2 回目] 11月8～10日	—	11月18日
就職氷河期世代・ 非正規雇用者	9月29日	[1 回目] 10月20日 [2 回目] 11月17日	—	12月6日
警察官(第 2 回)	9月22日	10月12, 13日	11月23, 24日	12月6日

イ 競争試験の実施状況

	採用予定数 (人)	申込者数 A (人)	受験者数 B (人)	受験率 B/A (%)	第一次合格 者数 (人)	最終合格者 数 D (人)	競争倍率 B/D (倍)
警察官 (第 1 回)	44	245	150	61. 2	128	47	3. 2
大学卒業程度	163	480	390	81. 3	268	171	2. 3
大学卒業程度 (秋季試験)	20	18	10	55. 6	10	4	2. 5
高校卒業程度	18	50	41	82. 0	25	15	2. 7
学校職員	4	45	33	73. 3	20	7	4. 7
民間企業等 職務経験者	13	76	61	80. 3	49	14	4. 4
資格免許	1	2	0	0. 0	—	—	—
就職氷河期世代 ・非正規雇用者	10	45	39	86. 7	36	7	5. 6
警察官 (第 2 回)	28	211	104	49. 3	96	29	3. 6
合 計	301	1, 172	828	70. 6	632	294	2. 8

(2) 採用選考の実施状況

① 障害者を対象とした採用選考の実施状況

ア 実施日

種 類	1 次試験日	2 次試験日	最終合格 発 表 日
障害者・難病患者選考	9月29日	10月28日, 29日	11月18日

イ 試験の実施状況

種 類	採用予定数 (人)	申込者数 A (人)	受験者数 B (人)	受験率 B/A (%)	第一次合格 者数 (人)	最終合格 者数D (人)	競争倍率 B/D (倍)
障害者・難病患者選考	7	32	30	93.8	24	6	5.0

② その他の選考試験の実施状況

職 種	採用予定 人員	受験者数	合格者数	採用者数
行政（デジタルⅠ）	1	3	1	1
行政（デジタルⅡ）	1	2	2	1
獣医師（衛生）（1回目）	8	1	1	1
獣医師（衛生）（2回目）	7	1	1	－
獣医師（衛生）（3回目）	7	1	1	－
獣医師（農政）（1回目）	6	4	2	1
獣医師（農政）（2回目）	4	1	0	－
獣医師（農政）（3回目）	4	0	－	－
おかえり山梨（第1期）	若干名	0	－	－
おかえり山梨（第2期）	若干名	0	－	－
おかえり山梨（第3期）	若干名	1	1	1
火山防災職（1回目）	1	1	0	－
火山防災職（2回目）	1	1	1	－
職業訓練職（機械）（1回目）	1	0	－	－
職業訓練職（機械）（2回目）	1	0	－	－
職業訓練職（電子）（1回目）	1	0	－	－
職業訓練職（電子）（2回目）	1	1	1	1
研究員（化学）	1	1	1	1
警察官（サイバー犯罪捜査官）（1回目）	1	0	－	－
警察官（サイバー犯罪捜査官）（2回目）	1	0	－	－
警察官（サイバー犯罪捜査官）（3回目）	1	0	－	－
警察職員（情報処理技術者）（1回目）	1	0	－	－
警察職員（情報処理技術者）（2回目）	1	0	－	－
警察職員（情報処理技術者）（3回目）	1	0	－	－
警察官（ヘリコプター操縦士）	1	17	1	1
警察官再採用	2	1	1	1

③ その他の採用選考の実施状況

一 般 職 員						警察官	
部局 \ 職	知 事	教 育 委員会	警察 本部	その他	計	警察 本部	
部長及びその相当職	2	0	0	0	2	警 視	9
課長及びその相当職	0	0	0	0	0	警 部	3
課長補佐及びその相当職	4	10	1	0	15	警部補	1
係長及びその相当職	0	9	1	0	10	巡査部長	2
上記以外	4	4	0	0	8	巡査等	0
合 計	10	23	2	0	35	合 計	15

(3) 任期付職員

① 任期付研究員（若手育成型）

任命権者	所 属	職 名	任 期	備 考
知 事	富士山科学研究所 自然環境・共生研究科	研究員	令和7年4月1日 ～令和11年3月31日	採用計画
知 事	富士山科学研究所 火山防災研究センター	研究員	令和7年4月1日 ～令和11年3月31日	採用計画
知 事	富士山科学研究所 火山防災研究センター	研究員	令和7年4月1日 ～令和11年3月31日	採用計画

② 一般任期付職員

任命権者	所 属	職 名	任 期	備 考
知 事	多様性社会・人材活躍推進局 峡南高等技術専門校	副主幹	令和7年4月1日 ～令和10年3月31日	採用
知 事	産業政策部 宝石美術専門学校	助教	令和7年4月1日 ～令和9年3月31日	更新
知 事	知事政策局 富士山世界遺産センター	主任	令和7年4月1日 ～令和10年3月31日	採用
知 事	知事政策局 富士山世界遺産センター	主任	令和7年4月1日 ～令和10年3月31日	採用
知 事	知事政策局 富士山世界遺産センター	主任	令和7年4月1日 ～令和10年3月31日	採用
知 事	観光文化・スポーツ部 美術館	副主幹	令和7年4月1日 ～令和10年3月31日	採用
知 事	人口減少危機対策企画グループ	未来設計専門企画監	令和7年4月1日 ～令和9年3月31日	更新

(4) 職員の昇任

① 競争試験による昇任

試験区分	予備試験		第1次試験		第2次試験	
	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数
警部（一般）			205	27	27	11
警部（専門）			3	0	-	-
警部補（一般）	240	83	105	32	32	18
警部補（専門）			11	4	4	2
巡査部長（一般）			108	39	39	23
巡査部長（専門）			23	7	7	2

② 選考による昇任

一 般 職 員						警察官	
部局 職	知 事	教 育 委員会	警察 本部	その他	計		警察 本部
部長及びその相当職	1	0	0	0	1	警 視	0
課長及びその相当職	0	0	0	0	0	警 部	0
課長補佐及びその相当職	0	0	0	0	0	警部補	0
係長及びその相当職	0	0	0	0	0	巡査部長	0
上記以外	0	0	0	0	0	巡査等	0
合 計	1	0	0	0	1	合計	0

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

令和6年10月16日、議会及び知事に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行った。
その概要は次のとおりである。

(1) 職員の給与に関する報告

① 職員給与と民間給与の比較

ア 月例給（令和6年4月分）

民間給与(A)	職員給与(B)	較差(A-B) [(A-B)/B×100]
382,522 円	372,901 円	9,621 円 [2.58%]

イ 特別給（期末手当及び勤勉手当）

- ・ 職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数と令和5年8月から令和6年7月までの1年間に民間従業員に支給された特別給の支給割合を比較

民間の支給割合(A)	職員の支給月数(B)	差(A-B)
4.60 月分	4.50 月分	0.10 月分

② 本年の給与改定について

ア 月例給

- ・ 国と同様、職員給与が民間給与を下回っており、民間給与との均衡を図るため、人事院勧告に準じた給料表にする必要がある。
- ・ 給料表の改定状況を勘案し、人事院勧告に準じて初任給調整手当を改定する必要がある。

イ 特別給（期末手当及び勤勉手当）

- ・ 民間の支給割合との均衡を図るとともに、人事院勧告を考慮し引上げ
- ・ 年間支給月数 4.50 月分 → 4.60 月分 (0.10 月分)

- ・ 引上げ分は、人事院勧告を踏まえ、期末手当及び勤勉手当に 0.05 月分ずつ均等に配分
- ウ 寒冷地手当
 - ・ 人事院勧告に準じて改定する必要がある。

③ 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）

- ・ 人事院の報告において、「多様で有為な人材の確保」、「職員の成長支援と組織パフォーマンスの向上」、「Well-being の実現に向けた環境整備」という現下の公務員人事管理をめぐる重点課題に取り組むため、社会と公務の変化に応じた給与制度を整備することとし、具体的措置内容を示した。
- ・ 本県においても国家公務員と共通の課題を抱えており、時代の要請に即した給与制度を実現し、人材確保の支援等を行う必要があることから、本県職員の給与制度について、人事院勧告に準じて次の見直しを行う必要がある。
 - ア 給料表については、人事院勧告の内容に準じて改定すること。
 - イ 昇給制度については、人事院勧告の内容に準じて改定すること。
 - ウ 扶養手当、通勤手当、単身赴任手当、管理職員特別勤務手当及び勤勉手当については、人事院勧告の内容に準じて改定すること。
 - エ 地域手当については、本県の実情を踏まえ、人事院勧告の内容に準じて改定すること。なお、この改定に伴い、給料表の月額に一定の率（0.75%）を乗じて得た額を加算している現行の措置は、本年の人事院勧告の地域手当に係る特例措置の終期を踏まえ、段階的に廃止すること。
 - オ 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の諸手当については、人事院勧告の内容に準じて支給すること。
 - カ 特定任期付職員の特別給については、人事院勧告の内容に準じて支給すること。また、特定任期付職員業績手当を廃止すること。

④ その他の給与上の課題

- ・ 令和 6 年 6 月 21 日に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針 2024 に、「教職の特殊性や人材確保法の趣旨、教師不足解消の必要性等に鑑み、教職調整額の水準を少なくとも 10% 以上に引き上げることが必要などとした中央教育審議会提言を踏まえるとともに、新たな職及び級の創設、学級担任の職務の重要性と負担等に応じた手当の加算、管理職手当の改善等の各種手当の改善など職務の負荷に応じたメリハリある給与体系への改善も含めた検討を進め、財源確保と併せて、2025 年通常国会へ給特法改正案を提出するなど、教師の処遇を抜本的に改善する」ことが明記された。少人数教育を推進する本県においても、質の高い教師の確保は重要な課題であるため、法改正や他の都道府県の動向等を注視しながら適切な対応を行う必要がある。

⑤ 給与勧告実施の要請

- ・ 人事委員会の給与勧告は、職員の労働基本権制約に対する代償措置として行われ、地方公務員法における情勢適応の原則に基づく適正な給与を確保する機能を有するものであり、議会及び知事に対して、勧告どおり実施するよう要請

(2) 勧告

① 実施時期

- ア 月例給
 - 令和 6 年 4 月 1 日
- イ 特別給（期末手当及び勤勉手当）
 - 令和 6 年 4 月 1 日（令和 7 年度以降は、令和 7 年 4 月 1 日）
- ウ 寒冷地手当
 - 令和 7 年 4 月 1 日
- エ 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）
 - 令和 7 年 4 月 1 日
- オ 経過措置
 - 令和 7 年 4 月 1 日

② 本年の給与改定

ア 月例給

(ア) 給料表

行政職給料表

- ・ 公民較差解消のため、人事院勧告に準じて給料表を改定
- ・ 人事院勧告の内容を踏まえ、初任給を始め若年層に重点を置いて引上げ

その他の給料表

- ・ 行政職給料表との均衡を基本に改定

(イ) 初任給調整手当

- ・ 給料表の改定状況を勘案し、医師等の手当限度額を引上げ

イ 特別給（期末手当及び勤勉手当）

- ・ 一般職員

		6 月期	12 月期
令和 6 年度	期末手当	1.225 月	1.225 月→1.275 月
	勤勉手当	1.025 月	1.025 月→1.075 月
	(特定幹部職員) 期末手当	1.025 月	1.025 月→1.075 月
	勤勉手当	1.225 月	1.225 月→1.275 月
令和 7 年度以降	期末手当	1.25 月	1.25 月
	勤勉手当	1.05 月	1.05 月
	(特定幹部職員) 期末手当	1.05 月	1.05 月
	勤勉手当	1.25 月	1.25 月

- ・ 定年前再任用短時間勤務職員

		6 月期	12 月期
令和 6 年度	期末手当	0.6875 月	0.6875 月→0.7125 月
	勤勉手当	0.4875 月	0.4875 月→0.5125 月
	(特定幹部職員) 期末手当	0.5875 月	0.5875 月→0.6125 月
	勤勉手当	0.5875 月	0.5875 月→0.6125 月
令和 7 年度以降	期末手当	0.7 月	0.7 月
	勤勉手当	0.5 月	0.5 月
	(特定幹部職員) 期末手当	0.6 月	0.6 月
	勤勉手当	0.6 月	0.6 月

- ・ 任期付研究員及び特定任期付職員

		6 月期	12 月期
令和 6 年度	期末手当	1.70 月	1.70 月→1.75 月
令和 7 年度以降	期末手当	1.725 月	1.725 月

ウ 寒冷地手当

- ・ 人事院勧告の内容に準じて改定

③ 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）

ア 給料表

- ・ 人事院勧告に準じて給料表を改定
- ・ 新給料表への切替は、切替要領により実施

イ 昇給制度

- ・ 人事院勧告に準じて改定

ウ 諸手当

(ア) 扶養手当

- ・ 配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当の月額を 1 人につき 13,000 円とする。

(イ) 地域手当

- ・ 本県の実情を踏まえ、人事院勧告の内容に準じて改定
- ・ 給料表の月額に一定の率 (0.75%) を乗じて得た額を加算している現行の措置は、段階的に廃止

(ロ) 通勤手当

- ・ 人事院勧告に準じて改定

(エ) 単身赴任手当

- ・ 人事院勧告に準じて改定
- (オ) 管理職員特別勤務手当
 - ・ 人事院勧告に準じて改定
- (カ) 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の諸手当
 - ・ 人事院勧告に準じて手当を支給
- (キ) 特定任期付職員の特別給
 - ・ 勤勉手当を支給
 - ・ 6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.95月分とする。
 - ・ 6月及び12月に支給される勤勉手当の総額をそれぞれ0.875月分とする。
 - ・ 特定任期付職員業績手当を廃止

④ 経過措置

- ア 扶養手当の月額等の特例措置
- ・ 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間においては、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以下であるもの等の職員には、配偶者に係る扶養手当を支給することとし、同手当の月額は3,000円とすること。
 - ・ 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間においては、子に係る扶養手当の月額を1人につき11,500円とすること。
- イ 地域手当の支給割合等の特例措置
- ・ 本県の実情を踏まえ、人事院勧告の内容に準じて必要な特例措置を設けること。

(3) 公務運営に関する報告

- ① 多様で有為な人材の確保
- ② 職員の成長支援と組織パフォーマンスの向上
- ③ 時代に即した働き方の推進と勤務環境の整備
 - ア 長時間労働の是正
 - イ 仕事と生活の両立支援
 - ウ 年次有給休暇の取得促進
 - エ メンタルヘルス対策
 - オ ハラスメント防止対策
 - カ 障害や難病を抱える職員が安心して働くことができる環境の整備
 - キ 離職防止対策
- ④ 服務規律の確保

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

(1) 係属状況

区 分	係 属 件 数			処 理 件 数					翌年度 へ の 繰 越 (A)-(B)
	前年度 からの 繰 越	新 規 要 求	計 (A)	却 下	取下げ	打切り	判 定	計 (B)	
給与	0	0	0	0	0	0	0	0	0
旅費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
勤務時間	0	0	0	1	0	0	0	1	0
休暇	0	0	0	0	0	0	0	0	0
執務環境	0	0	0	0	0	0	0	0	0
厚生福利	0	0	0	0	0	0	0	0	0
転任	0	0	0	0	0	0	0	0	0
任用	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	1	0	0	0	1	0

(2) 完結事案一覧表

事案番号	要求者	要求内容	完結年月日	判定
対象事案なし				

4 不利益処分に関する審査請求の状況

(1) 係属状況

区 分		係 属 件 数			処 理 件 数					翌年度 へ の 繰 越 (A)-(B)
		前年度 からの 繰 越	新 規 要 求	計 (A)	却 下	取下げ	打切り	判 定	計 (B)	
分 限 処 分	降給	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	降任	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	休職	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	分限免職	0	0	0	0	0	0	0	0	0
懲 戒 処 分	戒告	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	減給	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	停職	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	懲戒免職	0	0	0	0	0	0	0	0	0
転 任		0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他		0	0	0	0	1	0	0	1	0
計		0	0	0	0	1	0	0	1	0

(2) 完結事案一覧表

事案番号	処分者	処分の内容	完結年月日	判定
対象事案なし				

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和七年九月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

一 一般競争入札に付する事項

1 調達をする物品等の名称及び数量

- (一) 名称 普通科教育用コンピュータ設備
(二) 数量 二式

2 調達をする物品等の仕様等 個別入札説明書で定める内容等であること。

3 納入期限 令和八年三月二十七日（金）

4 納入場所 個別入札説明書で定める場所

二 事務を担当する所属 山梨県出納局管理課

三 一般競争入札の参加資格 次のいずれにも該当しない者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者

2 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの
3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第百六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。）

4 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

5 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

四 一般競争入札の参加資格の審査

1 申請の時期 この公告の日の翌日から令和七年十月二十二日（水）まで（山梨県の休日を含める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参又は郵送により提出すること。
郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県出納局管理課

五 入札手続等

1 契約条項を示す場所等 この公告の日の翌日から令和七年十月二十二日（水）まで（県の休日を除く。）、四 3 に掲げる場所において一般の縦覧に供する。

2 入札説明書の交付方法 この公告の日の翌日から令和七年十月二十二日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、四 3 に掲げる場所において直接交付するほか、山梨県公式ウェブサイトからダウンロードすることもできる。

3 一般競争入札の参加資格の確認 共通入札説明書及び個別入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

4 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時 令和七年十一月十日（月）午後二時

(二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館一階出納局入札室

5 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

(一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があつたとき。

(三) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。

(四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、この公告及び共通入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

6 落札者の決定方法 山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

六 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

(一) 言語 日本語

(二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 規則第百八条の二の規定により、免除する。

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、共通入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 契約の締結 落札の日から七日以内に締結する。

5 違約金の有無 有

6 最低制限価格の有無 無

7 前払金の有無 無

8 その他

(一) 詳細は、共通入札説明書及び個別入札説明書による。

(二) 問合せ先 山梨県出納局管理課（電話〇五五―二二三―一三九五）

※ Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured: Educational Computer

Devices for High School General Course (2 sets)

2 Date and time for tender: 2:00PM November 10, 2025

3 Bureau in charge: Management Division, Treasury Bureau, Yamanashi

Prefectural Government 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi 400-8501

Japan TEL 055-223-1395

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和七年九月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

一 一般競争入札に付する事項

1 調達をする物品等の名称及び数量

(一) 名称 災害対策本部電子地図等システム機器

(二) 数量 一式

2 調達をする物品等の仕様等 個別入札説明書で定める内容等であること。

3 納入期限 令和八年一月三十日（金）

4 納入場所 個別入札説明書で定める場所

二 事務を担当する所属 山梨県出納局管理課

三 一般競争入札の参加資格 次のいずれにも該当しない者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者

2 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの

3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第百六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。）

4 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

5 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

四 一般競争入札の参加資格の審査

1 申請の時期 この公告の日の翌日から令和七年十月二十二日（水）まで（山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参又は郵送により提出すること。

郵便番号四〇〇―八五〇―一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県出納局管理課

五 入札手続等

1 契約条項を示す場所等 この公告の日の翌日から令和七年十月二十二日（水）まで（県の休日を除く。）、四 3 に掲げる場所において一般の縦覧に供する。

2 入札説明書の交付方法 この公告の日の翌日から令和七年十月二十二日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、四 3 に掲げる場所において直接交付するほか、山梨県公式ウェブサイトからダウンロードすることもできる。

3 一般競争入札の参加資格の確認 共通入札説明書及び個別入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

4 入札及び開札の日時及び場所

序 中 一 般

教育事務所

県立図書館

県総合教育センター

県立学校

令和七年九月二十九日

教育長 荻野智夫

職員の勤務時間に関する規程及び山梨県立学校職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

(職員の勤務時間に関する規程の一部改正)

第一条 職員の勤務時間に関する規程（昭和三十二年山梨県教育委員会訓令申第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 次に掲げる職員（以下「特定職員」という。）以外の職員が条例第六条第六項第

二号に規定する申告をした場合の当該職員の休憩時間は、前項の規定にかかわら

ず、当該申告の内容を考慮して、午前十一時から午後二時までの間のうち連続する

一時間とする。

一 条例第四条第一項に規定する特別の形態によつて勤務する必要がある職員

二 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第三項

の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員及び同法

第十七条の規定による短時間勤務をしている職員

三 条例第二条第三項に規定する定年再任用短時間勤務職員

四 条例第二条第四項に規定する任期付短時間勤務職員

五 山梨県職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例（平成十七年山梨

県条例第二号）第二条又は第五条の承認を受けた職員

3 条例第三条第三項の規定により勤務時間を割り振る場合における職員の休憩時間

山梨県公報 第五百九十八号 令和七年九月二十九日

は、前二項の規定にかかわらず、別に定めるところにより設定するものとする。

第三条第一項中「前二条」を「第一条第一項並びに第二条第一項及び第二項」に改め、「一時間」の下に「（特定職員以外の職員が条例第六条第六項第二号に規定する申告をした場合にあつては、当該申告の内容を考慮して、午前十一時から午後二時までの間のうち勤務時間の途中にあたる連続する一時間又は午後五時十五分から午後六時十五分までの一時間）」を加え、同条第二項中「第一条」を「第一条第一項」に改める。

「（特定職員以外の職員が条例第六条第六項第二号に規定する申告をした場合に於ては、当該申告の内容を考慮して、午前十一時から午後二時までの間のうち勤務時間の途中にあたる連続する四十五分）」を加える。

第五条中「第二条」の下に「（第四項を除く。）」を、「（四十五分）」の下に「（特定職員以外の職員が条例第六条第六項第二号に規定する申告をした場合に於ては、当該申告の内容を考慮して、午前十一時から午後二時までの間のうち勤務時間の途中にあたる連続する四十五分）」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項の場合において、条例第八条第二項の規定により勤務を命ぜられて行う場合の一日の勤務時間が八時間を超えるときは、前項に規定する休憩時間のほか、当該勤務時間の途中に十五分の休憩時間を置くものとする。

第六条及び第七条中「第二条」の下に「（第四項を除く。）」を加える。

第八条を次のように改める。

(週休日の振替の特例)

第八条 条例第五条の規定により勤務日に割り振ることをやめる四時間の勤務時間は、第一条に規定する勤務時間の始業の時刻から又は終業の時刻までの連続する勤務時間とする。

2 条例第五条の規定により勤務日の勤務時間のうち四時間を当該勤務日に割り振ることをやめる場合においては、第二条の規定にかかわらず、当該勤務日の一日の勤務時間が六時間を超えるときは当該勤務時間の途中に一時間の休憩時間を置くものとし、当該勤務日の一日の勤務時間が六時間以下であるときは当該勤務日に休憩時間を置かないことができる。

第九条中「第一条に」を「第一条第一項に」に、「同条」を「同項」に、「第一条及び第二条」を「同項並びに第二条第一項及び第二項」に改め、「一時間」の下に「（特定職員以外の職員が条例第六条第六項第二号に規定する申告をした場合にあっては、当該申告の内容を考慮して、午前十一時から午後二時までの間のうち勤務時間の途中にあたる連続する一時間又は午後五時十五分から午後六時十五分までの一時

間」を加える。

第十條中「職員」の下に「（條例第三條第三項の規定により勤務時間を割り振られた職員を除く。）」を加え、「第一條及び第二條」を「第一條第一項並びに第二條第一項及び第二項」に改める。

(山梨県立学校職員の勤務時間に関する規程)

第二条 山梨県立学校職員の勤務時間に関する規程（平成四年山梨県教育委員会訓令甲第五号）の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

(休憩時間)

第二條の二 次に掲げる職員（以下「特定職員」という。）以外の職員が山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例（昭和二十九年山梨県条例第二十七号）第七條第四項第二号に規定する申告をした場合の当該職員の休憩時間は、当該申告の内容を考慮して、校長が指定する時間のうち連続する四十五分又は一時間とする。

條例第五條第一項に規定する特別の形態によつて勤務する必要のある職員

二 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員

三 条例第二一条第一号に規定する定年前任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員

四 山梨県職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例（平成十七年山梨県条例第二号）第二条又は第五条の承認を受けた職員

附則

この訓令は、令和七年十月一日から施行する。

山梨県教育委員会訓令甲第九号

庁中一般
教育事務所
県立図書館
県総合教育センター
県立学校

庁中職務細則等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年九月二十九日

山梨県教育委員会
教育長 荻野智夫

庁中処務細則等の一部を改正する訓令
(庁中処務細則の一部改正)

第一条 庁中処務細則(昭和二十四年山梨県教育委員会訓令甲第七号)の一部を次のように改正する。

第四十三条の二の次に次の一条を加える。

(休憩時間の申告)

第四十三条の三 庁員は、勤務時間条例第六条第六項第二号に規定する申告をしようとするときは、休憩時間申告簿兼設定簿(第十六号様式の九)を提出しなければならない。ただし、勤務時間条例第三条第三項に規定する申告と併せて勤務時間条例第六条第六項第二号に規定する申告をしようとする場合であつて、勤務時間等申告簿兼割振り簿に休憩時間申告簿兼設定簿に記載すべき事項を記載して提出したときは、この限りでない。

第四十六条の二中「とき」の下に「又はその内容を変更しようとするとき」を加える。

第十六号様式の八の次に次の一様式を加える。

第16号様式の9（第43条の3関係）

休憩時間申告簿
兼設定簿

(所属)	(職)	(氏名)
------	-----	------

申告日	本人印	設定日	決裁者の印
年 月 日		年 月 日	
変更	年 月 日	年 月 日	

年月日	申告 (変更の申告)				設定 (変更の設定)		備考
	休憩時間	参考		勤務時間数	休憩時間		
		始業時刻・終業時刻					
年 月 年 月	日から 日まで ☐ 毎日 ☐ その他 ()	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分	時間 分	時 分～ 時 分		
年 月 年 月	日から 日まで ☐ 毎日 ☐ その他 ()	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分	時間 分	時 分～ 時 分		
年 月 年 月	日から 日まで ☐ 毎日 ☐ その他 ()	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分	時間 分	時 分～ 時 分		
年 月 年 月	日から 日まで ☐ 毎日 ☐ その他 ()	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分	時間 分	時 分～ 時 分		

（注） 休憩時間の始まる時刻は、午前1時から午後1時までの間で15分を単位として設定できる。

第十七号様式の五を次のように改める。

第17号様式の5（第46条の2関係）

（第1面）

子 育 て 時 間 願 簿

申出対象期間	年度
--------	----

所属	氏名

1 請求に係る子	氏名	続柄等	生年月日
			年 月 日

2 申出	申出月 日	申出の内容 (①又は②を記入)	※申出の内容（変更後の内容も共通） ① 1 日につき 2 時間を超えない範囲内 ② 1 年につき条例で定める時間（10 日相当）を超えない範囲内
	月 日		

3 変更（第1回目）	変更月 日	変更後の内容 (①又は②を記入)	変更が必要な事情	特別の事情の有無 (有又は無を記入)	決裁者印
	月 日				

3 変更（第2回目）	変更月 日	変更後の内容 (①又は②を記入)	変更が必要な事情	特別の事情の有無 (有又は無を記入)	決裁者印
	月 日				

(注)

- 1 申出、変更又は請求に係る子の氏名、職員との続柄等及び生年月日を証明する書類としては例えば以下が挙げられる。
医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書等（写しでも可）
- 2 第1号子育て時間の承認の請求の場合は第2面、第2号子育て時間の承認の請求の場合は第4面を用いること。
- 3 第1号子育て時間の承認が、職員からの請求に基づき取り消された場合は、その旨を第3面に記入すること。

第1号子育て時間の承認の請求の場合

(第2面)

年度

整理 番号	※子育て時間の承認を請求する期間			※ 請求月日	※ 請求者 の承認	承認の 可否	決裁		備考
	※子育て時間の承認を請求する期間 月日	毎日／曜 日等	時間				決裁者印		
1	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日					
2	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日					
3	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日					
4	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日					
5	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日					
6	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日					
7	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日					
8	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日					
9	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日					
10	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日					

(※印の欄は職員が記入又は確認する。)

第 1 号子育て時間の承認の取消しの場合

(第 3 面)

年度

整理 番号	※子育て時間の承認の取消しの期間				※ 請求者 の確認	決裁		備考
	月日	時間	時	分から 時 分まで		決裁者印		
1	月 日から 月 日まで	時	分から 時 分まで					
2	月 日から 月 日まで	時	分から 時 分まで					
3	月 日から 月 日まで	時	分から 時 分まで					
4	月 日から 月 日まで	時	分から 時 分まで					
5	月 日から 月 日まで	時	分から 時 分まで					
6	月 日から 月 日まで	時	分から 時 分まで					
7	月 日から 月 日まで	時	分から 時 分まで					
8	月 日から 月 日まで	時	分から 時 分まで					
9	月 日から 月 日まで	時	分から 時 分まで					
1 0	月 日から 月 日まで	時	分から 時 分まで					
1 1	月 日から 月 日まで	時	分から 時 分まで					
1 2	月 日から 月 日まで	時	分から 時 分まで					
1 3	月 日から 月 日まで	時	分から 時 分まで					
1 4	月 日から 月 日まで	時	分から 時 分まで					
1 5	月 日から 月 日まで	時	分から 時 分まで					
1 6	月 日から 月 日まで	時	分から 時 分まで					
1 7	月 日から 月 日まで	時	分から 時 分まで					

(※印の欄は職員が記入又は確認する。)

第2号子育て時間の承認の請求の場合

(第4面)

年度

第2号子育て時間の時間数

時間 分

整理 番号	※子育て時間の承認を請求する期間				※ 請求時間数	※ 残時間数	※ 請求月日	※ 請求者の 確認	承認の 可否	決裁		備考
	月	日	時間	分						決裁者印		
1	月	日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	時間 分	月 日					
2	月	日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	時間 分	月 日					
3	月	日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	時間 分	月 日					
4	月	日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	時間 分	月 日					
5	月	日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	時間 分	月 日					
6	月	日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	時間 分	月 日					
7	月	日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	時間 分	月 日					
8	月	日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	時間 分	月 日					
9	月	日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	時間 分	月 日					
10	月	日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	時間 分	月 日					
11	月	日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	時間 分	月 日					
12	月	日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	時間 分	月 日					
13	月	日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	時間 分	月 日					
14	月	日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	時間 分	月 日					
15	月	日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	時間 分	月 日					
16	月	日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	時間 分	月 日					
17	月	日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	時間 分	月 日					
18	月	日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	時間 分	月 日					
19	月	日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	時間 分	月 日					

(※印の欄は職員が記入又は確認する。)

(山梨県立学校処務規程の一部改正)

第二条 山梨県立学校処務規程(昭和三十六年山梨県教育委員会訓令甲第四号)の一部を次のように改正する。

第二章第二節中第九条の前に次の一条を加える。

(休憩時間の申告)

第八条の二 職員は、山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例(昭和二十九年山梨県条例第二十七号。以下「勤務時間条例」という。)第七条第四項第二号に規定する申告をしようとするときは、休憩時間申告簿兼設定簿(第一号様式)を提出しなければならない。

第十条中「第一号様式」を「第一号様式の二」に改める。

第十四条中「山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例(昭和二十九年山梨県条例第二十七号。以下「勤務時間条例」という。)」を「勤務時間条例」に改める。

第十四条の二第一項中「とき」の下に「又はその内容を変更しようとするとき」を加え、同条第二項中「得る」を「得、又はその内容を変更する」に改める。

第一号様式を次のように改める。

第1号様式（第8条の2関係）

休憩時間申告簿
兼設定簿

(所属)	(職)	(氏名)
------	-----	------

申告日	本人印	設定日	決裁者の印
年 月 日		年 月 日	
変更	年 月 日	年 月 日	

年月日		申告 (変更の申告)			設定 (変更の設定)		備考
		休憩時間	参考		休憩時間		
			始業時刻・終業時刻	勤務時間数			
年 年 月 月 日 日 日 日 まで まで	☐ 毎日 ☐ その他 ()	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分	時間 分	時 分～ 時 分		
年 年 月 月 日 日 日 日 まで まで	☐ 毎日 ☐ その他 ()	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分	時間 分	時 分～ 時 分		
年 年 月 月 日 日 日 日 まで まで	☐ 毎日 ☐ その他 ()	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分	時間 分	時 分～ 時 分		
年 年 月 月 日 日 日 日 まで まで	☐ 毎日 ☐ その他 ()	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分	時間 分	時 分～ 時 分		

（注） 休憩時間の始まる時刻は、校長が指定する時間の範囲内で設定できる。

第二号様式の次に次の様式を加える。

第1号様式の2（第10条関係）

年度出勤簿		職名		氏名			学校就任 学校退任		年	月	日	
月 日	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												
21												
22												
23												
24												
25												
26												
27												
28												
29												
30												
31												
出勤日数												
休暇	年休											
	傷病											
	その他											
欠勤												
遅刻・早退												

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

第六号様式の二を次のように改める。

子育て時間願簿

申出対象期間	年度
--------	----

所属	氏名

1 請求に係る子	氏名	続柄等	生年月日
			年 月 日

2 申出	申出月 日	申出の内容 (①又は②を記入)	※申出の内容（変更後の内容も共通） ① 1日につき2時間を超えない範囲内 ② 1年につき条例で定める時間（10日相当）を超えない範囲内
	月 日		

3 変更（第1回目）	変更月 日	変更後の内容 (①又は②を記入)	変更が必要な事情 (有又は無を記入)	決裁者印
	月 日			

3 変更（第2回目）	変更月 日	変更後の内容 (①又は②を記入)	変更が必要な事情 (有又は無を記入)	決裁者印
	月 日			

（注）

- 1 申出、変更又は請求に係る子の氏名、職員との続柄等及び生年月日を証明する書類としては例えば以下が挙げられる。
医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書等（写しでも可）
- 2 第1号子育て時間の承認の請求の場合は第2面、第2号子育て時間の承認の請求の場合は第4面を用いること。
- 3 第1号子育て時間の承認が、職員からの請求に基づき取り消された場合は、その旨を第3面に記入すること。

第 1 号子育て時間の承認の請求の場合 (第 2 面)

年度

整理 番号	※子育て時間の承認を請求する期間			※ 請求月 日	※ 請求者 の承認	承認の 可否	決裁		備考
	※子育て時間の承認を請求する期間 月 日	毎日／曜 日 等	時間				決裁者印		
1	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日					
2	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日					
3	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日					
4	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日					
5	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日					
6	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日					
7	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日					
8	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日					
9	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日					
1 0	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日					

(※印の欄は職員が記入又は確認する。)

第1号子育て時間の承認の取消しの場合

(第3面)

年度

整理 番号	※子育て時間の承認の取消しの期間				※ 請求者 の確認	決裁		備考
	月日		時間			決裁者印		
1	月	日から	月	日まで				
2	月	日から	月	日まで				
3	月	日から	月	日まで				
4	月	日から	月	日まで				
5	月	日から	月	日まで				
6	月	日から	月	日まで				
7	月	日から	月	日まで				
8	月	日から	月	日まで				
9	月	日から	月	日まで				
10	月	日から	月	日まで				
11	月	日から	月	日まで				
12	月	日から	月	日まで				
13	月	日から	月	日まで				
14	月	日から	月	日まで				
15	月	日から	月	日まで				
16	月	日から	月	日まで				
17	月	日から	月	日まで				

(※印の欄は職員が記入又は確認する。)

第2号子育て時間の承認の請求の場合

年度

第2号子育て時間の時間数 時間 分

(第4面)

整理 番号	※子育て時間の承認を請求する期間			※ 請求時間数	※ 残時間数	※ 請求月日	※ 請求者 の承認	承認の 可否	決裁		備考
	月	日	時間						決裁者印		
1	月	日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日					
2	月	日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日					
3	月	日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日					
4	月	日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日					
5	月	日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日					
6	月	日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日					
7	月	日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日					
8	月	日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日					
9	月	日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日					
10	月	日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日					
11	月	日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日					
12	月	日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日					
13	月	日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日					
14	月	日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日					
15	月	日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日					
16	月	日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日					
17	月	日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日					
18	月	日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日					
19	月	日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日					

(※印の欄は職員が記入又は確認する。)

(山梨県教育事務所処務規程の一部改正)

第三条 山梨県教育事務所処務規程(昭和四十三年山梨県教育委員会訓令甲第三号)の一部を次のように改正する。

第三十一条の二の次に次の一条を加える。

(休憩時間の申告)

第三十一条の三 所員は、勤務時間条例第六条第六項第二号に規定する申告をしようとするときは、休憩時間申告簿兼設定簿(第十五号様式の三)を提出しなければならない。ただし、勤務時間条例第三条第三項に規定する申告と併せて勤務時間条例第六条第六項第二号に規定する申告をしようとする場合であつて、勤務時間等申告簿兼割振り簿に休憩時間申告簿兼設定簿に記載すべき事項を記載して提出したときは、この限りでない。

第四十条の二第一項中「とき」の下に「又はその内容を変更しようとするとき」を加え、同条第二項中「得る」を「得、又はその内容を変更する」に改める。

第十五号様式の二の次に次の一様式を加える。

第15号様式の3（第31条の3関係）

休憩時間申告簿
兼設定簿

(所属)	(職)	(氏名)
------	-----	------

申告日	本人印	設定日	決裁者の印
年 月 日		年 月 日	
変更	年 月 日	年 月 日	

年月日	申告 (変更の申告)				設定 (変更の設定)		備考
	休憩時間	参考		勤務 時間数	休憩時間		
		始業時刻・終業時刻					
年 月 年 月	日から 日まで ☐ 毎日 ☐ その他 ()	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分	時間 分	時 分～ 時 分		
年 月 年 月	日から 日まで ☐ 毎日 ☐ その他 ()	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分	時間 分	時 分～ 時 分		
年 月 年 月	日から 日まで ☐ 毎日 ☐ その他 ()	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分	時間 分	時 分～ 時 分		
年 月 年 月	日から 日まで ☐ 毎日 ☐ その他 ()	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分	時間 分	時 分～ 時 分		

（注） 休憩時間の始まる時刻は、午前1時から午後1時までの間で15分を単位として設定できる。

第二十一号様式の二を次のように改める。

第21号様式の2（第40条の2関係）

（第1面）

子 育 て 時 間 願 簿

申出対象期間	年度
--------	----

所属	氏名

1 請求に係る子	氏名	続柄等	生年月日
			年 月 日

2 申出	申出月 日	申出の内容 (①又は②を記入)	※申出の内容（変更後の内容も共通） ① 1 日につき 2 時間を超えない範囲内 ② 1 年につき条例で定める時間（10 日相当）を超えない範囲内
	月 日		

3 変更（第1回目）	変更月 日	変更後の内容 (①又は②を記入)	変更が必要な事情	特別の事情の有無 (有又は無を記入)	決裁者印
	月 日				

3 変更（第2回目）	変更月 日	変更後の内容 (①又は②を記入)	変更が必要な事情	特別の事情の有無 (有又は無を記入)	決裁者印
	月 日				

（注）

- 1 申出、変更又は請求に係る子の氏名、職員との続柄等及び生年月日を証明する書類としては例えば以下が挙げられる。
医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書等（写しでも可）
- 2 第1号子育て時間の承認の請求の場合は第2面、第2号子育て時間の承認の請求の場合は第4面を用いること。
- 3 第1号子育て時間の承認が、職員からの請求に基づき取り消された場合は、その旨を第3面に記入すること。

第1号子育て時間の承認の請求の場合

(第2面)

年度

整理 番号	※子育て時間の承認を請求する期間			※ 請求月日	※ 請求者 の承認	承認の 可否	決裁		備考
	※子育て時間の承認を請求する期間 月日	毎日／曜 日等	時間				決裁者印		
1	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日					
2	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日					
3	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日					
4	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日					
5	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日					
6	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日					
7	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日					
8	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日					
9	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日					
10	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日					

(※印の欄は職員が記入又は確認する。)

第 1 号子育て時間の承認の取消しの場合 (第 3 面)

年度

整理 番号	※子育て時間の承認の取消しの期間				※ 請求者 の確認	決裁		備考
	月日	時間	時	分まで		決裁者印		
1	月 日から 月 日まで	時	分から 時	分まで				
2	月 日から 月 日まで	時	分から 時	分まで				
3	月 日から 月 日まで	時	分から 時	分まで				
4	月 日から 月 日まで	時	分から 時	分まで				
5	月 日から 月 日まで	時	分から 時	分まで				
6	月 日から 月 日まで	時	分から 時	分まで				
7	月 日から 月 日まで	時	分から 時	分まで				
8	月 日から 月 日まで	時	分から 時	分まで				
9	月 日から 月 日まで	時	分から 時	分まで				
1 0	月 日から 月 日まで	時	分から 時	分まで				
1 1	月 日から 月 日まで	時	分から 時	分まで				
1 2	月 日から 月 日まで	時	分から 時	分まで				
1 3	月 日から 月 日まで	時	分から 時	分まで				
1 4	月 日から 月 日まで	時	分から 時	分まで				
1 5	月 日から 月 日まで	時	分から 時	分まで				
1 6	月 日から 月 日まで	時	分から 時	分まで				
1 7	月 日から 月 日まで	時	分から 時	分まで				

(※印の欄は職員が記入又は確認する。)

第2号子育て時間の承認の請求の場合

年度

(第4面)
第2号子育て時間の時間数 時間 分

整理 番号	※子育て時間の承認を請求する期間				※ 請求時間数	※ 残時間数	※ 請求月日	※ 請求者の 確認	承認の 可否	決裁		備考
	月	日	時間	分						決裁者印		
1	月	日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日						
2	月	日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日						
3	月	日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日						
4	月	日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日						
5	月	日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日						
6	月	日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日						
7	月	日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日						
8	月	日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日						
9	月	日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日						
10	月	日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日						
11	月	日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日						
12	月	日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日						
13	月	日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日						
14	月	日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日						
15	月	日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日						
16	月	日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日						
17	月	日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日						
18	月	日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日						
19	月	日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日						

(※印の欄は職員が記入又は確認する。)

附則

この訓令は、令和七年十月一日から施行する。

人事委員会

山梨県人事委員会規則第二十一号

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則及び山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年九月二十九日

山梨県人事委員会

委員長 中 島 琢 雄

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則及び山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

(山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正)

第一条 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(昭和二十八年山梨県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項第二号イ中「おける勤務」の下に「その他これに類する任命権者が認める場所における勤務」を加え、「在宅勤務」を「在宅勤務等」に改め、同号口中「在宅勤務」を「在宅勤務等」に改め、同項第五号イ中「住居」の下に「その他これに類する任命権者が認める場所」を加える。

(山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部改正)

第二条 山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則(昭和四十四年山梨県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項第二号イ中「おける勤務」の下に「その他これに類する教育委員会が認める場所における勤務」を加え、「在宅勤務」を「在宅勤務等」に改め、同号口中「在宅勤務」を「在宅勤務等」に改め、同項第五号イ中「住居」の下に「その他これに類する教育委員会が認める場所」を加える。

附則

この規則は、令和七年十月一日から施行する。

監査委員

山梨県監査委員訓令第三号

山梨県監査委員事務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年九月二十九日

山梨県監査委員 入 倉 博 文

同 中 込 正 純

同 卯 月 政 人

同 宮 本 秀 憲

山梨県監査委員事務局規程の一部を改正する訓令

山梨県監査委員事務局規程(昭和四十八年山梨県監査委員訓令第二号)の一部を次のように改正する。

第六条第四号中「並びに週休日」を「、週休日」に改め、「含む。以下同じ。」の下に「並びに休憩時間の設定」を加える。

第七条第三号及び第八条第二号中「並びに週休日の振替」を「、週休日の振替並びに休憩時間の設定」に改める。

附則

この訓令は、令和七年十月一日から施行する。

山梨県監査委員訓令第四号

山梨県監査委員事務局職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年九月二十九日

山梨県監査委員 入 倉 博 文

同 中 込 正 純

同 卯 月 政 人

同 宮 本 秀 憲

山梨県監査委員事務局職員服務規程の一部を改正する訓令

山梨県監査委員事務局職員服務規程(昭和四十八年山梨県監査委員訓令第三号)の一部を次のように改正する。

第六条中「、休憩時間及び休息时间」を「及び休息时间」に改める。

第六条の二の次に次の一条を加える。

(休憩時間の申告)

第六条の三 職員は、勤務時間条例第六条第六項第二号に規定する申告をしようとするときは、休憩時間申告簿兼設定簿を提出しなければならない。ただし、勤務時間条例

第三条第三項に規定する申告と併せて勤務時間条例第六条第六項第二号に規定する申告をしようとする場合であつて、勤務時間等申告簿兼割振り簿に休憩時間申告簿兼設定簿に記載すべき事項を記載して提出したときは、この限りでない。

第十七条の二中「とき」の下に「又はその内容を変更しようとするとき」を加える。

第二十七条第二号の二の次に次の一号を加える。
二の三 第六条の三の休憩時間申告簿兼設定簿

附 則

この訓令は、令和七年十月一日から施行する。

そ の 他

山梨県議会訓令甲第五号

山梨県議会事務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年九月二十九日

山梨県議会議長 渡 辺 淳 也

山梨県議会事務局規程の一部を改正する訓令

山梨県議会事務局規程（昭和四十三年山梨県議会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第八条第四号、第九条第三号、第十条第三号及び第十三条第二号中「並びに週休日」を「週休日」に改め、「含む。」の下に「並びに休憩時間の設定」を加える。

附 則

この訓令は、令和七年十月一日から施行する。

山梨県議会訓令甲第六号

山梨県議会事務局職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年九月二十九日

山梨県議会議長 渡 辺 淳 也

山梨県議会事務局職員服務規程の一部を改正する訓令

山梨県議会事務局職員服務規程（昭和四十八年山梨県議会訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

第五条の二の次に次の一条を加える。

（休憩時間の申告）

第五条の三 職員は、勤務時間条例第六条第六項第二号に規定する申告をしようとする

ときは、休憩時間申告簿兼設定簿（第四号様式の三）を提出しなければならない。ただし、勤務時間条例第三条第三項に規定する申告と併せて勤務時間条例第六条第六項

第二号に規定する申告をしようとする場合であつて、勤務時間等申告簿兼割振り簿に休憩時間申告簿兼設定簿に記載すべき事項を記載して提出したときは、この限りでない。

第十六条の二中「とき」の下に「又はその内容を変更しようとするとき」を加える。
第四号様式の二の次に次の一様式を加える。

第4号様式の3（第5条の3関係）

休憩時間申告簿
兼設定簿

(所属)	(職)	(氏名)
------	-----	------

申告日	本人印	設定日	決裁者の印
年 月 日		年 月 日	
変更	年 月 日	年 月 日	

年月日	申告 (変更の申告)				設定 (変更の設定)		備考
	休憩時間	参考		勤務 時間数	休憩時間		
		始業時刻・終業時刻					
年 年 月 月 日 日から 日 まで	☐ 毎日 ☐ その他 ()	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分	時間 分	時 分～ 時 分		
年 年 月 月 日 日から 日 まで	☐ 毎日 ☐ その他 ()	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分	時間 分	時 分～ 時 分		
年 年 月 月 日 日から 日 まで	☐ 毎日 ☐ その他 ()	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分	時間 分	時 分～ 時 分		
年 年 月 月 日 日から 日 まで	☐ 毎日 ☐ その他 ()	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分	時間 分	時 分～ 時 分		

（注） 休憩時間の始まる時刻は、午前11時から午後1時までの間で15分を単位として設定できる。

第八号様式の三を次のように改める。

第8号様式の3（第16条の2関係）

（第1面）

子 育 て 時 間 願 簿

申出対象期間	年度
--------	----

所屬	氏名

1 請求に係る子	氏名	続柄等	生年月日
			年 月 日

2 申出	申出月日	申出の内容 (①又は②を記入)	※申出の内容（変更後の内容も共通） ① 1 日につき 2 時間を超えない範囲内 ② 1 年につき 条例で定める時間（10 日相当）を超えない範囲内
	月 日		

3 変更（第1回目）	変更月日	変更後の内容 (①又は②を記入)	変更が必要な事情	特別の事情の有無 (有又は無を記入)	(各任命権者の確認)	決裁
	月 日					

3 変更（第2回目）	変更月日	変更後の内容 (①又は②を記入)	変更が必要な事情	特別の事情の有無 (有又は無を記入)	(各任命権者の確認)	決裁
	月 日					

(注)

- 1 申出、変更又は請求に係る子の氏名、職員との続柄等及び生年月日を証明する書類としては例えば以下が挙げられる。
医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書等（写しでも可）
- 2 第1号子育て時間の承認の請求の場合は第2面、第2号子育て時間の承認の請求の場合は第4面を用いること。
- 3 第1号子育て時間の承認が、職員からの請求に基づき取り消された場合は、その旨を第3面に記入すること。

第1号子育て時間の承認の請求の場合

(第2面)

年度

整理 番号	※子育て時間の承認を請求する期間			※ 請求月日	※ 請求者 の確認	承認の 可否	決裁		備考
	月日	毎日／曜 日等	時間				各任命 権者の 確認		
1	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日					
2	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日					
3	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日					
4	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日					
5	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日					
6	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日					
7	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日					
8	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日					
9	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日					
10	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日					

(※印の欄は職員が記入又は確認する。)

第1号子育て時間の承認の取消しの場合

(第3面)

年度

整理 番号	※子育て時間の承認の取消しの期間				※ 請求者 の確認	決裁		備考
	月日	時間	時	分まで		各任命権者の確認		
1	月 日から 月 日まで	時	分から 時	分まで				
2	月 日から 月 日まで	時	分から 時	分まで				
3	月 日から 月 日まで	時	分から 時	分まで				
4	月 日から 月 日まで	時	分から 時	分まで				
5	月 日から 月 日まで	時	分から 時	分まで				
6	月 日から 月 日まで	時	分から 時	分まで				
7	月 日から 月 日まで	時	分から 時	分まで				
8	月 日から 月 日まで	時	分から 時	分まで				
9	月 日から 月 日まで	時	分から 時	分まで				
10	月 日から 月 日まで	時	分から 時	分まで				
11	月 日から 月 日まで	時	分から 時	分まで				
12	月 日から 月 日まで	時	分から 時	分まで				
13	月 日から 月 日まで	時	分から 時	分まで				
14	月 日から 月 日まで	時	分から 時	分まで				
15	月 日から 月 日まで	時	分から 時	分まで				
16	月 日から 月 日まで	時	分から 時	分まで				
17	月 日から 月 日まで	時	分から 時	分まで				

(※印の欄は職員が記入又は確認する。)

第2号子育て時間の承認の請求の場合

(第4面)

年度

第2号子育て時間の時間数

時間 分

整理 番号	※子育て時間の承認を請求する期間				※ 請求時間数	※ 残時間数	※ 請求月日	※ 請求者の 確認	承認の 可否	決裁		備考	
	月日	時間								各任命 権者の 確認			
1	月	日から	月	日まで	時	分から	時	分まで	時間	分	時間	分	
2	月	日から	月	日まで	時	分から	時	分まで	時間	分	時間	分	
3	月	日から	月	日まで	時	分から	時	分まで	時間	分	時間	分	
4	月	日から	月	日まで	時	分から	時	分まで	時間	分	時間	分	
5	月	日から	月	日まで	時	分から	時	分まで	時間	分	時間	分	
6	月	日から	月	日まで	時	分から	時	分まで	時間	分	時間	分	
7	月	日から	月	日まで	時	分から	時	分まで	時間	分	時間	分	
8	月	日から	月	日まで	時	分から	時	分まで	時間	分	時間	分	
9	月	日から	月	日まで	時	分から	時	分まで	時間	分	時間	分	
10	月	日から	月	日まで	時	分から	時	分まで	時間	分	時間	分	
11	月	日から	月	日まで	時	分から	時	分まで	時間	分	時間	分	
12	月	日から	月	日まで	時	分から	時	分まで	時間	分	時間	分	
13	月	日から	月	日まで	時	分から	時	分まで	時間	分	時間	分	
14	月	日から	月	日まで	時	分から	時	分まで	時間	分	時間	分	
15	月	日から	月	日まで	時	分から	時	分まで	時間	分	時間	分	
16	月	日から	月	日まで	時	分から	時	分まで	時間	分	時間	分	
17	月	日から	月	日まで	時	分から	時	分まで	時間	分	時間	分	
18	月	日から	月	日まで	時	分から	時	分まで	時間	分	時間	分	
19	月	日から	月	日まで	時	分から	時	分まで	時間	分	時間	分	

(※印の欄は職員が記入又は確認する。)

附則

この訓令は、令和七年十月一日から施行する。

山梨県議会訓令甲第七号

山梨県議会職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年九月二十九日

山梨県議会議長 渡 辺 淳 也

山梨県議会職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

山梨県議会職員の勤務時間に関する規程（平成十八年山梨県議会訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

第二条中第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 次に掲げる職員（以下「特定職員」という。）以外の職員が条例第六条第六項第二号に規定する申告をした場合の当該職員の休憩時間は、前項の規定にかかわらず、当該申告の内容を考慮して、午前十一時から午後二時までの間のうち連続する一時間とする。

一 条例第四条第一項に規定する特別の形態によって勤務する必要がある職員

二 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員

三 条例第二条第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員

四 条例第二条第四項に規定する任期付短時間勤務職員

五 山梨県職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例（平成十七年山梨県条例第二号）第二条又は第五条の承認を受けた職員

3 条例第三条第三項の規定により勤務時間を割り振る場合における職員の休憩時間は、前二項の規定にかかわらず、別に定めるところにより設定するものとする。

第三条第一項中「前二条」を「第一条第一項並びに第二条第一項及び第二項」に改め、「一時間」の下に「（特定職員以外の職員が条例第六条第六項第二号に規定する申告をした場合にあつては、当該申告の内容を考慮して、午前十一時から午後二時までの間のうち勤務時間の途中にあたる連続する一時間又は午後五時十五分から午後六時十五分までの一時間）」を加え、同条第二項中「第一条」を「第一条第一項」に改める。

第四条中「第二条」の下に「（第四項を除く。）」を、「の四十五分」の下に「（特定職員以外の職員が条例第六条第六項第二号に規定する申告をした場合にあつては、当該申告の内容を考慮して、午前十一時から午後二時までの間のうち勤務時間の途中にあたる連続する四十五分）」を加える。

第五条中「第二条」の下に「（第四項を除く。）」を、「の四十五分」の下に「（特定職員以外の職員が条例第六条第六項第二号に規定する申告をした場合にあつては、当該申告の内容を考慮して、午前十一時から午後二時までの間のうち勤務時間の途中にあたる連続する四十五分）」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項の場合において、条例第八条第二項の規定により勤務を命ぜられて行う場合の一日の勤務時間が八時間を超えるときは、前項に規定する休憩時間のほか、当該勤務時間の途中に十五分の休憩時間を置くものとする。

第六条中「第二条」の下に「（第四項を除く。）」を加える。

第七条中「第二条」の下に「（第四項を除く。）」を加え、「一時間（十五分を単位として延長した場合は、当該延長後の時間）、三十分又は十五分」を「当該追加した」に改める。

第八条を次のように改める。

（週休日の振替の特例）

第八条 条例第五条の規定により勤務日に割り振ることをやめる四時間の勤務時間とは、第一条に規定する勤務時間の始業の時刻から又は終業の時刻までの連続する勤務時間とする。

2 条例第五条の規定により勤務日の勤務時間のうち四時間を当該勤務日に割り振ることをやめる場合においては、第二条の規定にかかわらず、当該勤務日の一日の勤務時間が六時間を超えるときは当該勤務時間の途中に一時間の休憩時間を置くものとし、当該勤務日の一日の勤務時間が六時間以下であるときは当該勤務日に休憩時間を置かないことができる。

第九条中「第一条に」を「第一条第一項に」に、「あつて、同条」を「あつて、同項」に、「第一条及び第二条」を「同項並びに第二条第一項及び第二項」に改め、「一時間」の下に「（特定職員以外の職員が条例第六条第六項第二号に規定する申告をした場合にあつては、当該申告の内容を考慮して、午前十一時から午後二時までの間のうち勤務時間の途中にあたる連続する一時間又は午後五時十五分から午後六時十五分までの一時間）」を加える。

第十条第一項中「職員」の下に「（条例第三条第三項の規定により勤務時間を割り振られた職員を除く。次項において同じ。）」を加え、「第一条」を「第一条第一項」に改め、同条第二項中「第二条」を「第二条第一項及び第二項」に改める。

第十一条を第十二条とし、第十条の次に次の一条を加える。

（総務課職員の休憩時間の特例）

第十一条 総務課に所属する職員であつて秘書に関する業務に従事するものの休憩時間は、第二条第一項の規定にかかわらず、午前十一時から午後二時までの間のうち連続

する一時間とする。

附 則

この訓令は、令和七年十月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番